

弘前市パワーリハビリテーション推進協議会 会則

第1条（名称）

この会は、弘前市パワーリハビリテーション推進協議会（以下、本会という）という。

第2条（目的）

本会は、高齢者の尊厳ある生活の実現のため「パワーリハビリテーション」「自立支援介護」を推進し、高齢者の自立性の向上とQOL(クオリティ・オブ・ライフ)の高い生活への支援ならびに、会員の自己研鑽を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) パワーリハビリテーションに関する研修会及び勉強会の開催
- (2) パワーリハビリテーションの効果検証、データ収集等
- (3) パワーリハビリテーション及び自立支援介護に関する情報交換や技術研鑽
- (4) その他、パワーリハビリテーション研究会ならびに本会の目的に適う事業
- (5) 会員の親睦

第4条（会員）

本会の趣旨に賛同するものは、所定の手続きをとって会員となることができる。

- (1) 会員には、諸通知等が配布される。
- (2) 会員を継続する意思なきと判断された者は退会したものとみなされる。

第5条（会費）

事業の利用にかかる入会金、年会費、および賛助会費等は設けずに、会費は徴収しない。ただし必要に応じて、事業や活動毎に必要な費用分を徴収する。

第6条（報告会及び会員総会）

本会は、民主的かつ円滑に運営を図るため年に1回報告会及び会員総会を開催する。

- (1) 報告会及び会員総会ならびに臨時総会は、会長の招集により開催される。
- (2) 報告会及び会員総会は、会員の一年間の活動及び状況報告と、役員会からは報告に対する意見、要望等を発言し、本会発展のための意見交換の場とする。

第7条（役員会）

本会には会長1名、副会長1名、理事若干名、事務局長1名、監事1名を置き、役員会を構成する。

- (1) 理事は会員総会において選任される。
- (2) 会長は理事の互選により選任される。
- (3) 副会長及び事務局長は、会長が指名し理事の承認を得て選任される。

- (4) 役員の任期は選任後、会員総会開催からの2年間とし再任は妨げない。ただし、辞任・解任等の場合は、次回の会員総会までその職務を理事で代行するものとする。
- (5) 役員の合意により顧問を置くことができる。
- (6) 会長に辞任・解任等の事故があった際は、その職務を副会長が代行する。
- (7) 任期期間中、職務の変更や選任等をされた際には、その任期期間を残任期間とする。

第8条（監事）

- (1) 監事の選任は、会員総会において承認を受け選出する。
- (2) 理事及び監事は、相互に兼ねる事ができない。
- (3) 監事は会計監査を行うとともに、その適否について、会員に報告する。

第9条（委員会）

本会の運営及び活動を促進するため、必要に応じ委員会を設ける事ができる

- (1) 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- (2) 委員会の運営等に関する規定は、役員会の承認を得て定める。

第10条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条（事業計画等）

本会の事業計画及び事業実績並びに、収支予算及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、役員会の承認を得なければならない。

第12条（会則の改訂）

本会則は会員の発議にもとづき役員会において審議し、必要と認めた場合に改訂する。

第13条（事務局）

本会の事務局は、事務局長に選任された施設・事業所に置く
現事務局については、下記に置く。

〒036-8302 青森県弘前市大字高杉字尾上山 350 番地

サンアップルホームデイサービスセンター内

TEL 0172-97-2131

FAX 0172-97-2132

附 則

この会則は、平成30年1月30日から施行し、平成31年2月8日改正部分は、平成31年2月8日から令和3年6月24日改正部分は、令和3年6月24日施行する。

1. 平成 30 年 4 月 25 日 一部改正

第 7 条 (理事会) (6) 追加

2. 平成 31 年 2 月 8 日 一部改正

第 6 条 (報告会及び会員総会) (1) 一部追加 (2) 名称の変更

第 7 条 (役員会) 名称の変更及び一部改正 (4) 一部改正 (7) 追加

第 9 条 (委員会) 一部改正 (2) 一部名称の変更

第 11 条 (事業計画等) 一部名称の変更

第 12 条 (会則の改訂) 一部名称の変更

第 13 条 (事務局) 追加と修正

3. 令和 3 年 6 月 24 日 一部改正

第 13 条 (事務局) の変更